

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県公安委員会規程の一部改正について	令和 7 年 2 月 19 日 生 活 安 全 企 画 課
1 改正しようとする公安委員会規程 鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第 1 号。以下「公安委員会規定」という。） 同規程は、法令又は条例に基づく鹿児島県公安委員会の権限に属する事務の決裁並びに鹿児島県公安委員会運営規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第23号）第13条の規定に基づき、鹿児島県公安委員会の権限に属する事務のうち警察本部長並びに警察本部の部長並びに警察本部の課長、所長、隊長及び管理官並びに警察署長に専決させることができる事務について必要な事項を定める。 2 改正根拠 (1) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第48号） (2) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第69号） 3 改正概要 (1) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第48号） 同法は、一部規定を除いて令和 7 年 3 月 1 日に施行予定であるが、いわゆる「眠り銃」に対する規制が強化されており、猟銃等を所持許可の用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる場合について、所持許可に係る用途に供していない期間を「引き続き 3 年以上」から「引き続き 2 年以上」に短縮され、また、猟銃等を所持許可に係る用途の一部に供していない場合に、当該所持許可について当該一部の用途を減ずる変更を行うことができると規定されたため、公安委員会規程の一部を改正するもの (2) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第69号） 同法では、公安委員会によるクロスボウの所持許可制が導入され、経過期間中におけるクロスボウの所持許可申請に対する処分等計11項目の事務について決裁・専決区分を定めていたが、事務手続を全て終了したことから、(1)の改正にあわせ、関係規定の削除を行うもの 4 改正内容 別添 新旧対照表のとおり 5 施行期日 令和 7 年 3 月 1 日		